

序議付議事案書

開催・令和7年8月13日

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史
件 名	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について		
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則		
部課機関			
1. 要旨			
(1) 改正理由	仕事と生活の両立支援の拡充に関する総務省通知により、育児又は介護を行う職員に対し必要な措置を講ずることを規定するため、条例の一部を改正する。		
(2) 主な改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員から妊娠・出産等について申出があった場合に、必要な措置（情報提供や意向確認）について規定する。 ② 職員から介護を必要とする状況に至ったことについて申出があった場合に、必要な措置（意向確認のための面談等）について規定する。 ③ 介護を必要とする状況に至った場合の請求等が円滑に行われるようとする措置（研修の実施、相談体制の整備、勤務環境の整備）について規定する。 		
(3) 施行日	令和7年10月1日		
2. 経過（現時点に至るまでの経過）	総務課による事前審査済		
3. 留意事項（問題点等）			
4. 主管部処理案（検討結果等）	序議終了後、速やかに条例改正の手続を進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和7年第3回市議会定例会に提出したい。		
5. 審議結果	決定		

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。